

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和6年11月29日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発1129第8号」により、測定項目に検査実施料の新設および留意事項の変更がされましたので、下記の通りご案内いたします。

健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

記

■ 適用日 令和6年 12月 1日から適用

■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
抗GM-CSF抗体	1380点
FGFR2融合遺伝子標本作製	7824点

■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
TARC（薬剤性過敏症症候群）	179点



新規保険収載

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
抗GM-CSF抗体	1,380点 (460点×2回分 ×係数150/100)	免疫学的検査判断料 (※6 144点)	「D014」自己抗体検査 「43」
留意事項 ～ (略) ～			
<p>(31) 抗GM-CSF抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「D014」自己抗体検査の「43」抗GM1lgG抗体、抗GQ1blgG抗体の所定点数2回分を合算した点数を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数150/100を乗じ算定する。なお、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。</p>			

※受託未定

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
FGFR2融合遺伝子標本作製	7,824点 (6,520点 ×係数120/100)	病理判断料 (※8 130点)	「N005-2」 ALK融合遺伝子標本作製
留意事項 ～ (略) ～			
<p>(2) FGFR2融合遺伝子標本作製は、治療切除不能な胆道癌患者を対象として、FGFR阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法(Break-apart法)により遺伝子標本作製を行った場合に、本区分のALK融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数120/100乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度とする。</p>			
～ (以下、略) ～			

※該当項目：00X54 8 (IB 0X54 1) FGFR2 融合遺伝子 (FISH)

保険収載内容 一部変更 下線部分が変更されました。

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
TARC (薬剤性過敏症症候群)	179点	免疫学的検査判断料 (※6 144点)	「D015」血漿蛋白免疫学的検査 「18」
留意事項 ～ (略) ～			
<p>(6) 「18」のTARCは、以下のいずれかの場合に算定できる。</p> <p>ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、月1回を限度として算定できる。</p> <p><u>イ 薬剤性過敏症症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、一連の治療につき1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき2回以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p><u>ウ COVID-19と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。</u></p>			
～ (以下、略) ～			

※受託準備中

以上